

○一宮町成年後見等開始審判請求実施要綱

平成23年12月28日

告示第58号

改正 平成27年12月28日告示第62号

平成28年3月31日告示第18号

一宮町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年一宮町要綱第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、精神上的の障害により日常生活を営む上で支障があり、かつ、親族等の援助を受けられない者に対し、町長が成年後見等開始審判の請求を行い、もってその者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見等 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見、同法第11条に規定する保佐及び同法第15条に規定する補助をいう。
- (2) 要後見者 成年後見等の開始の審判が必要であり、かつ、当該審判の請求を行える者がいない者をいう。
- (3) 審判請求 民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をいう。
- (4) 請求対象者 審判請求について、当該審判請求を行う成年後見等の対象となる者をいう。
- (5) 成年被後見人等 審判請求により成年後見等開始の審判を受けた者をいう。
- (6) 成年後見人等 民法第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人又は同法第16条に規定する補助人として選任を受けた者をいう。

（請求対象者）

第3条 請求対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、要後見者であり、かつ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第51条の11の2の規定により町長が審判請求を行う必要のある者とする。

- (1) 老人福祉法第5条の4第1項の規定により本町が福祉の措置を行う者
- (2) 知的障害者福祉法第9条の規定により本町が援護を行う者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条の規定により本町が相談又は助言を行う者
- (4) 前3号のいずれかに準ずると町長が認めた者
(審判請求の決定)

第4条 町長は、前条に該当する者がいると判断した場合は、審判請求の可否を決定し、家庭裁判所に対し審判請求を行うものとする。ただし、審判請求の内容が民法第15条第1項、第17条第1項及び第876条の9第1項に規定する補助に関することであるときは、補助開始審判請求同意書（別記第1号様式）により請求対象者の同意を得なければならない。

- 2 町長は、前項の決定をしたときは、成年後見等開始審判請求決定通知書（別記第2号様式）により当該請求対象者に通知するものとする。
- 3 審判請求に係る申立書の提出、添付書類の作成及び予納すべき費用の支払いその他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。
(審判請求前の調査)

第5条 町長は、前条の審判請求を行うに際し、請求対象者の心身の状況、親族の状況、収入及び資産の状況の調査を行わなければならない。
(審判請求に要する費用の求償)

第6条 町長は、前条の調査の結果、請求対象者がその収入、預貯金及び即時に換金可能な資産の合計額から当該審判請求に要する費用の支払をしてもなお生計を維持することができる^{と認められる場合は}、当該請求対象者に対し、本町が支払いをした当該審判請求に要する費用の全部又は一部を求償することができる。ただし、第4項の費用負担命令の申立てが却下されたときは、求償しないものとする。

- 2 前項の規定により求償する場合において、求償する金額は、第4項に規定する費用負担命令の申立てに係る家庭裁判所の費用負担命令の額に基づき算出するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による求償をするか否かを決定したときは、成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書（別記第3号様式）により成年被後見人等及び成年後見人等

に対し通知しなければならない。

- 4 町長は、第1項の規定による求償をしようとするときは、審判請求と併せて、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第28条による費用負担命令の申立てをしなければならない。

（成年後見人等報酬の扶助）

第7条 町長は、第4条第1項の審判請求に係る成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、別表に定めるところにより、成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を扶助することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者。
- (2) 成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。

（扶助の手続）

第8条 前条の規定により扶助を受けようとする成年被後見人等又は審判請求に係る審判により代理権を付与された成年後見人等は、成年後見人等報酬費用扶助申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査の上、扶助の可否を決定し、成年後見人等報酬費用扶助決定（却下）通知書（別記第5号様式）により当該申請をした者に対して通知するものとする。

- 3 前項の規定により扶助を可とする決定を受けた者は、扶助金額の交付を受けようとするときは、成年後見人等報酬費用扶助請求書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第62号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第18号）

（施行期日）

1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の一宮町旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱、第2条の規定による改正前の一宮町成年後見等開始審判請求実施要綱、第3条の規定による改正前の一宮町介護保険制度における境界層措置実施要綱、第4条の規定による改正前の一宮町介護予防事業実施要綱、第7条の規定による改正前の一宮町国民健康保険税滞納者に対する取扱要綱、第8条の規定による改正前の一宮町障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給要綱、第9条の規定による改正前の一宮町障害者控除対象者認定書交付要綱及び第10条の規定による改正前の一宮町社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱、第12条の規定による改正前の一宮町家具転倒防止器具等取付費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表

成年後見人等費用報酬扶助金額基準表

成年被後見人等の状況	扶助基準額
在宅	28,000円／月
施設入所	18,000円／月

備考

- 1 上記の金額を扶助額の上限とし、家庭裁判所の決定した報酬金額の全部又は一部を扶助する。
- 2 報酬金額が複数月にまたがる期間の合計金額である場合は、上記金額に決定された期間の月数を乗じ、その金額を上限とする。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

一宮町長 様

補助開始審判請求同意書

私に関して、一宮町長が民法第15条第1項、第17条第1項及び第876条の9第1項に規定する審判請求を行うことに同意します。

住所

氏名

印

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様

一宮町長

印

成年後見等開始審判請求決定通知書

あなたに関して、家庭裁判所に対して下記のとおり審判請求を行うことを決定したので通知します。

記

審判請求の内容（○印）

<input type="checkbox"/>	成年後見開始（民法第7条）
<input type="checkbox"/>	保佐開始（民法第11条）
<input type="checkbox"/>	保佐人同意権付与（民法第13条第2項）
<input type="checkbox"/>	保佐人代理権付与（民法第876条の4第1項）
<input type="checkbox"/>	補助開始（民法第15条第1項）
<input type="checkbox"/>	補助人同意権付与（民法第17条第1項）
<input type="checkbox"/>	補助人代理権付与（民法第876条の9第1項）
<input type="checkbox"/>	費用負担命令（非訟事件手続法第28条）
同意権・代理権付与の場合、内容	

注1 審判請求に要した費用について、家庭裁判所から費用負担命令があったときは、当該費用について求償することがあります。

2 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

住 所
担 当 課
電 話 番 号
担 当 者

様

一宮町長

印

成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書

様に対して行った 開始審判請求に要した費用の求償について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 求償する。

求償額	円
理由	

2 求償しない。

理由	
----	--

注1 成年後見人、保佐人又は補助人の報酬付与の申立てをした際又は報酬額が決定した際には、下記担当まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

住 所
担 当 課
電 話 番 号
担 当 者

別記第4号様式（第8条関係）

年 月 日

一宮町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

成年後見人等報酬費用扶助申請書

成年後見人等に対する報酬費用の扶助を受けたいので、一宮町成年後見等開始審判請求実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

成年被後見人等												
氏名												
個人番号												
住所												
生年月日	年 月 日			年齢	歳							
電話番号												
成年後見人等												
氏名												
個人番号												
住所												
生年月日	年 月 日			年齢	歳							
電話番号												
後見等の内容（○で囲む）				成年後見 保佐 補助								
成年後見人等報酬決定額				円								
決定期間 （○印）	月額											
	期間 年 月 日から 年 月 日まで分											

添付書類 報酬付与の審判書（写）

家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録（写）

様

一宮町長

印

成年後見人等報酬費用扶助決定（却下）通知書

成年後見人等に対する報酬費用の扶助について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 扶助決定

成年被後見人等				
氏名				
住所				
生年月日	年	月	日	年齢 歳
電話番号				
成年後見人等				
氏名				
住所				
生年月日	年	月	日	年齢 歳
電話番号				
後見等の内容（○で囲む）	成年後見	保佐	補助	
成年後見人等報酬決定額	円			
決定期間 （○印）	月額			
	期間	年	月	日から
		年	月	日まで分

2 却下

理由

注 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決の通知を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記第 6 号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

一宮町長 様

助成決定者 住所
氏名 印
電話番号

成年後見人等報酬費用扶助請求書

年 月 日付 第 号で決定のあった成年後見人等に対する報酬費用扶助について、一宮町成年後見等開始審判請求実施要綱第 8 条第 3 項の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額 _____ 円

振込希望金融機関	(銀行・信用金庫・信用組合) (本店・支店)
口座種類	普通・当座・その他 ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

別記第1号様式 (第4条関係)

別記第2号様式 (第4条関係)

別記第3号様式 (第6条関係)

別記第4号様式 (第8条関係)

別記第5号様式 (第8条関係)

別記第6号様式 (第8条関係)